

二. 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料（法第55条第1項）

★ 建築基準法関係規定の審査を受ける場合（法第54条第2項による申出）は、建築物などの確認申請手数料が加算されます。

（一）適合性確認機関（※1）が作成した適合証（※2）を提出する場合		
1. 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る）		4,100円
2. 1以外の建築物（※3）		
（1）住宅部分		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		8,000円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		16,700円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		37,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの		66,500円
（2）非住宅部分		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		8,000円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		13,800円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		22,200円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		66,100円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの		104,000円

（二）（一）以外の場合		
1. 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る）		
誘導仕様基準による場合		
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの		14,300円
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの		15,100円
仕様・計算併用法による場合		
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの		21,100円
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの		23,300円
標準計算法による場合		
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの		28,300円
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの		31,500円
2. 1以外の建築物（※3）		
（1）住宅部分		
誘導仕様基準による場合		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		26,800円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		46,500円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		84,800円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの		127,000円
仕様・計算併用法による場合		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		42,000円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		70,500円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		122,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの		179,000円
標準計算法による場合		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		56,800円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		94,600円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		161,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの		231,000円
（2）非住宅部分		
モデル建物法による場合		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		71,600円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		91,100円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		119,000円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		193,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの		253,000円
標準入力法等による場合		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		186,000円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		234,000円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		301,000円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		430,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの		531,000円

※1 人の居住以外の用途に供する部分を有する建築物については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関

人の居住の用途に供する部分を有する建築物については、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関

人の居住以外の用途及び人の居住の用途に供する部分を有する建築物については、登録建築物エネルギー消費性能判定機関及び登録住宅性能評価機関として登録を受けた者に限る。

※2 低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類

※3 一戸建て住宅以外の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、それぞれの部分が存在しない場合は当該部分の額は加算しない。